

言 渡	平成 24 年 11 月 15 日
交 付	平成 24 年 11 月 15 日
裁判所書記官	

平成 23 年(ワ)第 33762 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 24 年 10 月 11 日

判 決

原 告

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

荒 井 哲 朗

浅 井 淳 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

五 反 章 裕

被 告

代表者代表取締役

株式会社 マリン技研

吉 永 ^A

被 告

吉 永 ^A

被 告

吉 永 ^B

被 告

葛 西

被 告

江 口

被告ら訴訟代理人弁護士

古 屋 絃 昭

主 文

1. 被告らは、原告に対し、連帯して、990万円及びこれに対する平成23年11月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いのない事実又は証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実である。

(1) ^Sの遺産分割（甲1～3）

故^S（大正14年^S生）は、平成23年^Sに死亡し、長男である原告は、遺産分割協議により、^Sの被告らに対する損害賠償請求権を相続した。

(2) 被告会社及び被告会社役員ら

被告株式会社マリン技研（以下「被告会社」という。甲19の1・2）は、漁法及び漁撈技術のコンサルタント業、特定労働者派遣事業等を業とする株式会社であり、別紙1株券（甲12の1～15）の発行会社である。被告吉永^Aは、被告会社の代表取締役であり、被告吉永^B、被告葛西^B及び被告江口^Bは、平成15年当時、被告会社の取締役であった者である。

(3) サワトクの欺罔による株式購入代金900万円の支払

^Sは、株式会社サワトク（以下「サワトク」という。）に対し、被告会社の別紙1株券に表示された株式15株の代金として合計900万円を振り込んだ。

平成15年1月頃、^Sは、サワトクから被告会社の株式を購入するよう勧誘を受けた。サワトクは、^Sに対し、1株60万円で購入した被告会社の株式が上場時には165万円となり、1株の総合利益が105万円にもなるなどとの説明が記載された別紙2の資料（平成15年1月7日付「新規公開予定株情報 未公開

株（縁故株）のご案内」，甲4）のほか，「上場に至る迄，必ず御連絡とりながら，一緒にやっけてまいりますので御安心下さいませ」等と記載した書面（「振込口座のお知らせ」，甲5）を交付し，同旨を述べて勧誘した。これを誤信した^Sは，サワトクから，被告会社の株式を1株6.0万円で購入し，購入代金として，平成15年1月14日に120万円，同月15日に300万円，同年3月5日に180万円，同年5月22日に120万円をサワトクの指定する銀行口座宛に送金した。

その後も^Sは被告会社が上場し，同社株式が高額になると欺罔され続けた。平成15年8月18日には，サワトクは^Sに対し，「上場は来年度（平成16年度）に延期を余儀なくされました。ただ，当の株式会社マリン技研におきましては益々，業績の向上，社会評価も高まってきております。・・・海外におきましては，特に韓国では大口の商談が進行中であります。尚，名義書換，又会社分割等，上場が近くなって来次第，具体的な日程が出てきます。・・・」等と記載した書面（甲8）を交付し，上場が延期されたものの未だ上場間近であるかのごとく欺罔し続け，同月21日には，株券2枚を「上場まで必ず責任もってご連絡致します。楽しみに待って下さい。」との書状（甲6の2）と共に送付した。これを誤信した^Sは，更に，平成15年8月25日に120万円及び同年10月29日に60万円をサワトクの指定する銀行口座宛に振り込んだ。

2 請求の原因（原告の主張）

（1）被告会社の不法行為による損害賠償責任

被告会社は，サワトクと共謀して，高齢で株式取引に関する知識及び経験の乏しい^Sに対して，取引対象株式の上場の可能性や，上場しなかった場合及び上場した場合の適正価値を判断する能力はもちろん，判断するための情報及びその探知能力すら有していないことに乗じて，上記虚言を弄して，一般投資家には適正価格の判断が困難な未公開株式である被告会社の株式を，客観的価値から著しく乖離した価格で売りつけ，^Sから株式購入代金名下にその保有資産を奪った。これは，詐欺にあたる不法行為であり，被告会社は，サワトクと連帯して，共同不法行為責

任を負う（民法709条，719条1項前段）。

^Sが保有する別紙1の株券の前所有者は，響投資事業有限責任組合（12株）及びヤマト投資事業有限責任組合（3株）であった。両組合は，いずれもサワトクと同じ東京都中央区日本橋浜町1丁目9番1号に本店が所在し，かつ無限責任組合員がサワトクの代表取締役澤出^Sであった。サワトク作成の別紙2「新規公開予定株情報」には，被告会社の住所，電話番号，事業内容や譲渡価格等が記載されている。被害者が被告会社に問合せ等を行ったときは，被告会社はサワトクが提供した会社概要や株式販売の案内と平仄のあった応答を行うことが不可欠であるから，サワトクが^Sを含む詐欺の被害者に行う欺罔の内容について，被告会社やその代表取締役である被告吉永^Aその他の役員らは，必要な範囲で認識を共通にしていなければならない。したがって，被告会社も情を知りながら詐欺行為に加担したことは明らかである。

仮に共謀がないとしても，株券が，両組合に発行された後，一般人に不当な対価で売却される危険を認識し，あるいは認識し得たというべきである。仮に万一明確に認識していなかったとしても，被告会社は，その株券発行の際，両組合がどのような理由で，被告会社の発行済株式総数に相当するかそれより大量の株券を取得したいと考えていたのかについて，調査・確認すべきであったのにこれを怠ったというべきである。被告らは，両組合の会長であるという船木^Sとの間で被告会社の投資に関する契約がされ，これにより響投資事業有限責任組合から1800株を1株5万円（計9000万円），ヤマト投資事業有限責任組合から2400株を1株5万円（計1億2000万円），合計2億1000万円の投資を受け，船木に別紙3～6の資料（甲9の2，甲10，甲14，甲15）を交付したことを認めている。被告会社が両組合に発行した株券は合計で4200株，他方で被告会社の登記簿謄本を見ると平成14年当時の発行済株式の総数は3535株である（甲19の1・2）。また上記資料は，被告会社の事業計画や取引先等が示されたものであり，被告会社の企業価値判断のために使用される類の書面であって，新規の取引先や資金

提供を受けるなどの場合に提供される性質のものである。被告会社は、既に船木から資金提供を受けた後に上記書類を船木に交付しているのであるから、船木が被告会社株式を転売するための資料として使用するために上記書面を取得したことは十分認識していたはずである。

(2) 被告会社役員らの旧商法266条の3第1項の損害賠償責任

被告吉永勝利は、被告会社の代表取締役として、その営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法勧誘を行わせたものであるからその業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に少なくとも重大な過失があった。したがって、旧商法266条の3第1項に基づく損害賠償責任を負う。被告吉永^B、被告葛西及び被告江口は、被告会社の取締役として、代表取締役である被告吉永^Aの違法な業務執行を監視監督し、違法な商法をさせないようにすべき義務があったのに、このような違法な状態を放置していたのであるから、同様に旧商法266条の3第1項に基づく責任を負う。

(3) 損害及び請求

よって、原告は、被告らに対し、連帯して、本件株式購入代金合計900万円の損害と弁護士費用相当の損害90万円の合計990万円の損害賠償とこれに対する最終の訴状送達日の翌日である平成23年11月11日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

3 被告らの主張

被告らはサワトクからの^Sの株券購入には一切関与しておらず、むしろ被害者である。被告会社はサワトクと共謀したことなどない。そもそもサワトクの勧誘行為を知らない。被告会社は現在も上場のための努力を懸命にしている。被告吉永^Aは、一切の違法な勧誘などしたことはなく、被告会社の株式が販売されていることが判明したので、救済策として緊急に役員会を開催し、平成18年4月名義変更を行った。株式は制限付きのため役員会の承認がなければ譲渡できない。

被告会社の資料は、響投資事業有限責任組合及びヤマト投資事業有限責任組合の

会長である船木[■]から出たと思われる。別紙3～6の資料は、被告吉永^A[■]が投資者である船木に資料として送付したものである。被告会社の株を転売するための資料として船木が取得したなど毛頭考えたこともない。被告会社は、正式に船木より1株5万円で投資を受け、投資を受けた株式数及び金額は、平成15年より後の投資額も含めて、①響投資事業有限責任組合、1800株、1株5万円、②ヤマト投資事業有限責任組合、2400株、1株5万円である。被告会社、被告吉永^A[■]が船木に送付した資料が、サワトクの手に残っていたなどとは全く想像しなかった。

被告会社は船木らが違法な目的で被告会社株式を購入したことを認識していたことはない。被告会社の投資者に対し株券を交付しただけであり、投資者が同株式を売却することなどは考えたことがなかった。純粋な投資であったのであるから、同株式を投資者が違法な目的を持って取得するなど認識しなかったし、又、認識することもできなかった。原告は、両組合が大量に株券を取得したいと考えていた理由について調査確認すべきであったと主張するが、両組合からは投資を受け、その投資に見合う株を譲渡したものであり、その株譲渡に不当なところはない。

第3 裁判所の判断

1 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨により以下の事実が認められる。

被告会社（甲19の1・2）は、被告吉永^A[■]を代表取締役として昭和62年3月19日に設立された株式会社であり、被告吉永^B[■]、被告葛西、被告江口は、平成12年2月29日以前から平成15年当時まで被告会社の取締役に就任していた。被告葛西は、平成14年当時、被告会社の常務取締役であり、被告江口[■]は、取締役総務部長であった（別紙2の7頁の株主の状況）。

被告会社の株式については、株式の譲渡制限に関する規定があり、取締役会の承認がなければ譲渡することができないと定められていた。また、平成15年当時までに具体的な上場の予定はなかった。ところが、被告会社は、平成12年8月26日までは、発行済株式の総数1135株、資本の額5675万円であったが、その

後、被告吉永^Bが取締役を退任した平成19年9月27日までの間だけでも、次のとおり頻繁に増資の登記がされている。

① 平成12年8月28日、発行済株式の総数1335株、資本の額6675万円に変更する200株（1000万円）の増資

② 平成13年5月30日、発行済株式の総数1935株、資本の額9675万円に変更する600株（3000万円）の増資

③ 平成13年12月27日、発行済株式の総数3535株、資本の額1億3675万円に変更する1600株（4000万円）の増資

④ 平成16年6月28日、発行済株式の総数3595株、資本の額1億3975万円に変更する60株（300万円）の増資

⑤ 平成17年12月26日、発行済株式の総数4595株、資本の額1億6475万円に変更する1000株（2500万円）の増資

⑥ 平成18年2月9日、発行済株式の総数5595株、資本の額1億8975万円に変更する1000株（2500万円）の増資

⑦ 平成19年9月20日、発行済株式の総数6595株、資本の額2億1475万円に変更する1000株（2500万円）の増資

響投資事業有限責任組合（甲16）は、平成14年6月27日、サワトクの代表取締役社長である澤出^A（甲7の2、甲8、甲9の1）を無限責任組合員として成立し、被告吉永^Aは、被告会社の代表取締役として、平成14年9月21日、響投資事業有限責任組合ないし会長と称して同組合を運営していた船木^Aに対し、同組合を株主として別紙1の株券のうち12株分の株券（甲12の1～12）を含む被告会社の株券を発行して交付した。これらの株券は、すべて1株ごとに発行されている。

ヤマト投資事業有限責任組合（甲17）は、平成14年10月10日、澤出を無限責任社員として成立し、被告吉永^Aは、被告会社の代表取締役として、平成14年10月24日、ヤマト投資事業有限責任組合ないし会長と称して同組合を運営

していた船木に対し、同組合を株主として別紙1の株券のうち3株分の株券（甲12の13～15）を含む被告会社の株券を発行して交付した。これらの株券も、すべて1株ごとに発行されている。

被告会社は、具体的な発行時期は別として、響投資事業有限責任組合に対し、1800株分の株券を発行し、ヤマト投資事業有限責任組合に対し、2400株分の株券を発行している。被告会社が両組合に株券を発行した株式数は、合計4200株にも上るところ、これは、被告会社が、^Sへの株式売買の事実を知り、両組合から^Sへの株主名義書換を行った平成18年4月21日当時の発行済株式総数5595株のうち約75%にも上るのであって、しかも別紙1の株券がすべて1株ごとの株券であることからすると、被告会社は、4200株もの大量の株式について、1株ごとに大量の株券を発行して、両組合に交付したことが推認できる。

被告会社は、平成16年3月1日提出の消費税確定申告書（甲18の1）、平成17年2月28日提出の消費税確定申告書（甲18の2）及び平成18年2月28日提出の消費税確定申告書（甲18の3）の同族会社の判定に関する明細書において、いずれも上記各組合を株主として表示しなかった。

一方で、被告会社は、船木に対し、被告会社の事業状況を示す資料として、平成14年10月5日、別紙5の韓国水産新報記事をファックス送信し（甲14）、平成15年10月29日、別紙6の中国新聞記事をファックス送信し（甲15）、平成16年6月29日、別紙3のとおり「株式会社マリン技研の事業計画及び販売体制」と題して平成16年度成約表及び発注待ち案件の表を添付した資料を作成交付し（甲9の2）、平成17年2月21日、別紙4のとおり「海外進行中の案件リスト」と題する資料を作成交付した（甲10）。

2 被告らの責任について

上記認定事実によれば、被告会社は、株式の譲渡には取締役会の承認を要する閉鎖会社であり、また、未公開会社で具体的な上場の予定もなかったのに、短期間に増資を繰り返した上で、響投資事業有限責任組合及びヤマト投資事業有限責任組合

に、多数の第三者に転売しやすいように1株ごとに分けた株券を大量に発行し、その後、会社の事業状況に関する新聞記事や資料を度々両組合に対して提供しておきながら、決算上は両組合を株主として表示していなかったことが認められる。

これらの事実によれば、被告会社ないし代表取締役である被告吉永^Aとしては、仮にサワトクが株式を転売していることを具体的には知らなかったとしても、上記各組合が、自ら又はサワトクなどの第三者を介して、発行した被告会社の株券に表示した株式を多数の第三者に転売することを知っていたと推認するのが相当であり、仮にそうでないとしても容易に知ることができたと推認できる。

そして、被告会社は、具体的な上場の予定がないのに増資を繰り返して転売を予見し得た株券を大量に発行したのであるから、その発行した大量の株券に表示された被告会社の株式について、上場等の具体的な事情や未公開株の適正な評価に詳しくない者に対しても販売勧誘がされ、その際、転売しようとする上記各組合ないしその依頼を受けた第三者から、場合によっては虚偽の上場予定を告げるなど嘘を言っても未公開株の販売がされるという未公開株詐欺商法の事態が発生し得ることは、容易に予見可能であったと認められる。そして、^Sは、被告会社が両組合に発行した株券を利用して、サワトクから前記第2の1(3)のとおり未公開株詐欺商法により、株式購入代金900万円の損害を現に被っている。

したがって、被告会社は、民法709条、719条1項前段に基づき、^Sがサワトクから欺罔されて本件株式を購入したことにより被った損害を賠償する責任がある。

被告吉永^Aも、両組合ないしその依頼を受けた第三者による未公開株詐欺商法の被害発生の手態が容易に予見できたにもかかわらず、両組合に対して被告会社の株券を安易に大量に発行したといえる。被告吉永^Aは、被告会社の代表取締役であるにもかかわらず職務を行うについて重大な過失により、そのような株券の大量発行によって違法な未公開株詐欺商法による被害が発生することを未然に防止すべき職務上の義務を怠り、これにより^Sに上記損害を生じさせたことになるから、

旧商法266条の3第1項に基づき、被告会社と連帯して、^Sの損害を賠償する責任がある。

被告吉永^B、被告葛西及び被告江口についても、被告会社が、上記のとおり増資を繰り返し、株主名簿にも載せない投資事業組合に対し場合によって未公開株詐欺商法により転売されるおそれのある株券を大量発行するなど、会社の組織の根幹にかかわる活動において代表取締役である被告吉永^Aが重大な過失により職務上の義務を怠っていたのであるから、取締役として代表取締役の違法な職務執行を監視監督して被害の発生を未然に防止すべき職務上の義務があったというべきである。そして、適切な監視監督をしていれば、上記事実関係から代表取締役の違法な職務執行を容易に認識して阻止することができたと考えられる。上記被告らが、取締役であるにもかかわらず、これを認識しないまま放置し、被害を防止できなかったことは、重大な過失によって取締役の職務を怠り、^Sに損害を生じさせたことになる。したがって、被告吉永^B、被告葛西及び被告江口も、旧商法266条の3第1項に基づき、被告会社及び被告吉永^Aと連帯して、^Sの損害を賠償する責任がある。

3 結論

原告が^Sから相続した上記2の損害賠償請求権に基づき、被告らは、原告に対し、連帯して、株式購入代金合計900万円の損害と弁護士費用相当の損害90万円の合計990万円の損害賠償とこれに対する最終の訴状送達日の翌日である平成23年11月11日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

東京地方裁判所民事第33部

裁判官 小林 久 起

別紙(略)